

○「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行
<p>66 <u>財務諸表等規則ガイドライン72-1</u>の取扱いは、規則第66条に規定する売上高の表示方法について準用する。</p>	<p>66 「<u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>」の取扱いに関する留意事項（以下「<u>中間財務諸表等規則ガイドライン</u>」という。）41の取扱いは、規則第66条に規定する売上高の表示方法について準用する。</p>
<p>67 「<u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>」の取扱いに関する留意事項（以下「<u>中間財務諸表等規則ガイドライン</u>」という。）42の取扱いは、規則第67条に規定する売上原価の表示方法について準用する。</p>	<p>67 <u>中間財務諸表等規則ガイドライン42</u>の取扱いは、規則第67条に規定する売上原価の表示方法について準用する。</p>